

吉岡政昭

差出人: "総合政策部 地域づくり支援局(1)" <sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp>
 日時: 2015年3月31日 11:42
 宛先: <yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp>
 件名: 【北海道庁です】構造改革特区制度に係るお問い合わせについて

吉岡 政昭 様

日頃より本道の地域活性化の取組に対し、多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課です。

まず、回答に大変お時間をいただいたことについてお詫び申し上げます。申し訳ございません。

吉岡様からお問い合わせをいただきました、構造改革特別区域計画の認定により活用可能な規制の特例措置「地方公務員に係る臨時的任用事業」に関するご質問について、以下のとおり、内閣府地方創生推進室に確認いたしましたのでお知らせいたします。

ご相談内容1

・「自治体が、特区制度を利用した場合は、臨時職員を3年後には、正職員にしなければならない」という縛りがあるのでしょうか。

回答1

・本規制の特例措置において、「臨時職員を期間延長の上限である3年間雇用した場合、自治体において正職員として登用しなければならない」とする制限はないことを確認しました。

確認先: 内閣府地方創生推進室 (構造改革特区を所管しています)

町長等への
証明。

ご相談内容2

・「労働者派遣法」の「3年雇用」と関係があるのでしょうか。

回答2

・本規制の特例措置にて認められている臨時職員の期間延長上限である「3年間」は、労働者派遣法の3年雇用と関連があるとの文書等は確認できませんでした。

制度設立当時の経緯については内閣府地方創生推進室へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上です。

吉岡様から制度に関する国の窓口についてもお問い合わせをいただいておりますので、内閣府地方創生推進室の相談窓口を以下に記載いたします。

内閣府からは一般のお客様からのご質問も受けている旨確認を

取っておりますので、不明点等がございましたらご連絡ください。

○内閣府地方創生推進室 相談窓口

電話番号 03-5510-2467

メール toc@cas.go.jp

※内閣府HP上で「相談様式」を配布しており、電話のほか、
書面やメールでも対応可能です。

また、今後、本道に対して構造改革特区に係るご質問を
いただく場合には、以下にご連絡くださいますよう
お願いいたします。

○北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課地域再生グループ

電話番号 011-204-5149

メール sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

吉岡政昭

No.7

差出人: <toc@cao.go.jp>
日時: 2015年3月31日 14:00
宛先: <yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp>
件名: RE: 特区と民営化

吉岡 様

お疲れ様です。

内閣府地方創生推進室の永島です。

ご質問のありました、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受け、特例措置「地方公務員に係る臨時的任用事業」を活用した後、3年が経過しても法的に民営化する義務はありません。

町長^{さん}の
ウソを言わない

よろしく願いいたします。

From: 吉岡政昭 [mailto:yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp]
Sent: Tuesday, March 31, 2015 1:47 PM
To: i構造改革特区(地方創生推進室)
Subject: 特区と民営化

内閣府地方創生推進室 相談窓口 様

質問致します(2回目かも知れませんが、宜しくお願いします。)

構造改革特別区域計画の認定により活用可能な規制の特例措置の「地方公務員に係る臨時的任用事業」の認定を町が受ける際には、「民営化」が条件とされるのでしょうか?

つまり、3年経ったら、「民営化しなければならない」などです。

以上、回答をお願い致します。

059-1501
北海道勇払郡安平町早来大町141-47

吉岡 政昭